

桑原ゼミ 2A：結婚に関する重要問題

発表者：2220135 伊藤悠

2220193 岩本俊也

2220402 柿花和希

2220517 北村心

2220541 草野朱璃

2221571 吉田雄太

桑原ゼミ 2A では、人生最大の行事で、人生最大の身分契約である結婚について発表する。

主な内容として、1.いとことの結婚をはじめとする結婚相手の問題。民法 734 条では、おじ・おば、おい・めいとの結婚は禁じているが、いとことの結婚は、法的には、認められている。また、735 条では、義父との再婚は禁じられているが、義兄弟や義姉妹との結婚は、可能である。

次に、2.不幸にして、離婚した場合、死別した場合の問題を考える。とりわけ、出産可能年齢女性の再婚禁止期間について考える。民法 733 条参照。現在では、女性のための再婚禁止期間は廃止されて法的問題から、医学・薬学固有の問題となりつつある。初宿・高橋・米沢・棟居『いちばんやさしい憲法入門第 6 版』2020 年・有斐閣 56 頁参照。

以上は、性的多数は、つまり異性愛→異性婚に関する話である。

最後に、3.同性婚について 同性婚は、同性愛とは異なる。

日本国憲法を参照すると、日本国憲法 13 条『すべて国民は、個人として尊重される。』とある。すなわち、同性愛者であっても。

しかしながら、同性婚は、日本国憲法 24 条『婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、……』とある。民法改正前に、憲法改正が必要ではないか。以下、憲法改正問題にも、言及する予定である。